

事務連絡
平成23年7月6日

愛媛県高圧ガス保安協会 }
社団法人愛媛県ニルピーガス協会 } 御中
社団法人愛媛県火薬類保安協会 }

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課

津波対策の推進に関する法律の公布及び施行について

このことについて、内閣府政策統括官（防災担当）から別添のとおり通知がありましたので、参考のため写しを送付します。

担当
愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課 保安係 浮田・二神
TEL：089-912-2320



平成 23 年 6 月 24 日

愛媛県知事 殿

内閣府政策統括官 (防災担当)



津波対策の推進に関する法律の公布及び施行について (通知)

今般の東日本大震災においても明らかになったように、津波は、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国の経済社会の健全な発展に深刻な影響を及ぼすおそれがある災害であり、我が国は、常に、大規模な地震及びこれに伴う津波による被害を受ける危険にさらされています。こうした状況に鑑み、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を総合的かつ効果的に推進し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として、衆議院災害対策特別委員会提出により「津波対策の推進に関する法律」(平成 23 年法律第 77 号、以下「法」という。)が制定されました。法は、平成 23 年 6 月 24 日に公布され、同日付けで施行されました。(別添 1)

また、衆議院災害対策特別委員会において本法案が可決された際に、決議がなされています。(別添 2)

法において、国及び地方公共団体は、「この法律の趣旨及び内容を踏まえ、津波対策を適切に実施しなければならない」(第 3 条)とされており、地方公共団体が実施する津波対策に関して努力義務等が定められています。

貴職におかれては、下記のように、法の趣旨及び内容を踏まえ、地域防災計画の見直し等、津波対策を一層推進していただくとともに、貴都道府県内市町村に対しても、その旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1 地域において想定される津波による被害の予測等(第 6 条関係)

津波により浸水する範囲及びその水深等、地域において想定される津波による被



害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行い、その結果を津波対策に活用するように努めてください。

2 津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施等（第7条関係）

国民が、津波が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるようになることを目標として、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、防災上必要な教育及び訓練、防災思想の普及等に努めてください。

3 地域において想定される津波による被害についての周知等（第8条関係）

- (1) 津波により浸水する範囲及びその水深を住民の方々に周知するに当たっては、印刷物の配布や映像の視聴等を通じ、より効果的に行うよう努めてください。
- (2) 地下に設けられた不特定多数の方々が利用する施設、又は特に防災上の配慮を要する方々が利用する施設の所有者又は管理者の方々への、想定される津波による被害についての周知に際しては、効果的な周知について特に配慮してください。

4 津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置（第9条関係）

- (1) 津波に関する予報又は警報及び避難の勧告又は指示が的確かつ迅速に伝達され、できる限り多くの方々が、迅速かつ円滑に避難することができるようにするために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めてください。
- (2) 津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における、住民の方々の迅速かつ円滑な避難のための計画を定め、これを公表するよう努めてください。
- (3) (1) の措置を講ずる場合及び(2) の計画を定める場合には、避難について特に配慮を要する方々の津波からの避難について留意してください。

5 津波対策のための施設の整備等（第10条関係）

- (1) 津波対策に係る施設の整備等においては、第10条第1項各号に定める事項に特に配慮して取り組むよう努めてください。
- (2) 津波により浸水するおそれのある地域における公共施設等の整備に際しては、当該施設が一時的な避難場所としての機能等、津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮してください。

6 津波対策に配慮したまちづくりの推進（第11条関係）

まちづくりを推進するに当たっては、津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、沿岸部の堅固な建築物を利用して内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築等、津波対策の推進に配慮して取り組むよう努めてください。

7 危険物を扱う施設の津波からの安全の確保（第12条関係）

産業との調和に配慮しつつ、石油類、火薬類、高圧ガス、核燃料物質その他の危険物を多量に扱う施設の津波からの安全の確保に努めてください。

8 災害復旧及び災害からの復興に当たっての配慮（第13条第2項関係）

津波により被害を受けた地域の復旧及び復興に当たっては、当該地域の産業の復興及び雇用の確保に特に配慮するよう努めてください。

9 津波防災の日（第15条関係）

（1）国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、津波防災の日を設けることとされました。

（2）津波防災の日は11月5日とされていますので、津波防災の日においては、その趣旨にあわしい行事が実施されるよう努めてください。

【担当】

内閣府（防災担当）

地震・火山・大規模水害対策担当

<法規担当>

参事官補佐 駒田

主査 松尾

<津波対策担当>

参事官補佐 菅野

主査 伊藤

TEL：03-3501-5693（直通）

FAX：03-3501-5199

E-mail：daisuke.matsuo@cao.go.jp